

戸山地区学園特別支援学校(仮称)
基本計画検討委員会報告書

令和4年3月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画（平成22年11月）」及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月）」を策定し、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加や児童・生徒の障害の重複化に対応するため、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置を計画しました。具体的には新宿区戸山の都立心身障害者福祉センター跡地を活用し、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する戸山地区学園特別支援学校（仮称）を設置します。

戸山地区学園特別支援学校（仮称）の開設に当たっては、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門のそれぞれの障害種別における教育の専門性を十分に確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保する必要があります。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者代表及び教育庁関係職員で構成する、戸山地区学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、戸山地区学園特別支援学校（仮称）の基本的枠組みや教育課程等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を踏まえ、戸山地区学園特別支援学校（仮称）の基本計画を取りまとめたものです。

令和4年3月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

はじめに

第1章 基本的枠組み

1	基本的枠組み	1
2	目指す学校	1
3	教育目標	2
4	教育目標を達成するための基本方針	3

第2章 肢体不自由教育部門の教育課程

1	教育課程編成の基本的な考え方	4
2	教育課程編成の基本方針	4
3	各教科等の指導の重点	5
4	在宅訪問教育	6
5	教育課程編成・実施上の留意事項	6
6	生活指導及び進路指導の重点	7
7	年間総授業時数（例）	8

第3章 知的障害教育部門の教育課程

1	教育課程編成の基本的な考え方	10
2	教育課程編成の基本方針	10
3	各教科等の指導の重点	13
4	教育課程編成・実施上の留意事項	18
5	生活指導及び進路指導の重点	18
6	高等部の作業学習の展開	19
7	年間総授業時数（例）	22

第4章 地域に根ざした特別支援教育の充実

第5章 施設・設備の整備

1	施設・設備の整備の考え方	26
2	現在の施設の概要	26
3	基本方針	26
4	施設の基本計画	26
5	施設一覧（例示）	27

参考資料	29
------	----

第1章 基本的枠組み

1 基本的枠組み

(1) 設置目的

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加や児童・生徒の障害の重複化に対応するため、新宿区戸山の都立心身障害者福祉センター跡地を活用することにより、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する、戸山地区学園特別支援学校（仮称）を設置する。

(2) 設置場所

東京都新宿区戸山三丁目17番2号

(3) 設置学部等

ア 肢体不自由教育部門

高等部

イ 知的障害教育部門

小学部、中学部、高等部

(4) 学校規模（想定）

ア 肢体不自由教育部門： 5学級

イ 知的障害教育部門： 54学級

(5) 通学区域

ア 肢体不自由教育部門

今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、新宿区及び近隣の都立特別支援学校と調整の上、設定する。

イ 知的障害教育部門

今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、近隣の都立特別支援学校と調整の上、設定する。

(6) 設置予定日

令和14年4月1日以降（令和4年度から基本設計を実施し、建築計画の詳細を検討した後に開校時期を決定）

2 目指す学校

戸山地区学園特別支援学校（仮称）は、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間の育成」を実現するため、次のような学校を目指していく。

- (1) 全ての児童・生徒が将来への希望を持ち、自立と社会参加のための必要な力を最大限に伸ばすることができる学校
- (2) 全ての児童・生徒の安全・安心が確保される学校
- (3) 肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の専門性を生かした教育を、障害の特性に応じて受けることができる学校
- (4) 多様な専門人材の活用、地域の学校や企業との連携、デジタルの活用による、児童・生徒一人一人の特性に応じたきめ細かな教育を推進する学校
- (5) 地域における特別支援教育の充実に寄与する学校

3 教育目標

(1) 学校の教育目標

- ア 児童・生徒の障害の特性に応じた教育を推進するとともに、個々の能力を最大限まで伸長する。
- イ 児童・生徒一人一人の人権を尊重した教育を推進するとともに、共生社会の担い手として社会に参画できるよう、校内外の交流を通じて、他者への共感や思いやりの心を育成する。
- ウ 基本的な生活習慣を養い、心身の健康を維持していくことができる力を育成する。
- エ 将来の自立と社会参加を見据えて、進路指導や地域との交流等を展開することで、社会で生活していく力を育成する。
- オ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域や保護者、小学校、中学校、高等学校及び他の特別支援学校等に信頼される学校づくりを推進する。

(2) 肢体不自由教育部門（高等部）の教育目標

- ア 自ら学び、自ら考え、行動する、確かな学力を育てる。
- イ 他者への共感や思いやりの心を持ち、社会の一員として自ら行動できる力を育てる。
- ウ 豊かな心と丈夫な体を養う。
- エ 「健康の保持」「身体の動き」等、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

(3) 知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部）の教育目標

- ア 自ら学び、自ら考え、行動する、確かな学力を育てる。
- イ 他者への共感や思いやりの心を持ち、社会の一員として自ら行動できる力を育てる。
- ウ 豊かな心と丈夫な体を養う。
- エ 「人間関係の形成」「コミュニケーション」等、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

なお、児童・生徒の発達段階や障害の程度に応じたきめ細かな教育を行うため、小学部、中学部、高等部ごとに教育目標を定めることとし、その例示として、以下に示す。

【小学部の教育目標（例）】

- 興味・関心を広げ、意欲的に学習する気持ちを育てる。
- 身のまわりのことを自分で行うようにする。
- 人と豊かに関わる力を育てるとともに地域で生活するための経験を重ねる。
- 豊かな心と丈夫な体を養う。

【中学部の教育目標（例）】

- 生活に必要な知識を進んで学習しようとする意欲を高める。
- 日常生活に必要なマナーやルールを身につけ、友達と協力して生活する力を育てる。
- 自分なりのコミュニケーション能力を伸ばし、人と豊かに関わる力を育てるとともに、地域社会との関わりを深め、社会生活に向けての活動を体験する。
- 豊かな心と丈夫な体を養う。

【高等部普通学級の教育目標（例）】

- 自分で考えて行動し、役割や課題を理解して、責任をもって最後までやり遂げる力を育てる。
- 社会生活に必要な知識や力を付け、よりよい生活を営むための基盤を培う。
- 社会で生かせるコミュニケーション能力を伸ばし、人と豊かに関わる力を付けるとともに、就労への見通しをもち、意欲的に社会参加する力を育てる。
- 明るく、豊かな心と社会的に自立できる丈夫な体を養う。

【高等部重度・重複学級の教育目標（例）】

- 自分で考えて行動し、役割や課題を最後までやり遂げる力を育てる。
- 社会生活に必要な知識や力を付け、よりよい生活を営むための基盤を培う。
- 社会のいろいろな人とコミュニケーションをとり、人と豊かに関わる力を付けるとともに、就労への体験を深め、意欲的に社会参加する力を育てる。
- 明るく、豊かな心と健康で社会生活を送れる体を養う。

4 教育目標を達成するための基本方針

(1) 児童・生徒一人一人の特性等に応じた指導・支援の充実

- ア 併置校の特色を生かすとともに、専門性を効果的に組み合わせ、指導の充実を図る。
- イ 一人一人の障害特性や障害の程度に応じたきめ細かな指導・支援を行う。
- ウ デジタルを活用し、障害による困難さを改善するとともに学習効果を高める。

(2) 高度な専門性の発揮と部門間の連携による併置校としての教育効果の最大化

- ア 研究活動や授業研究等を計画的に実施するとともに専門性の共有や継承に取り組む。
- イ 障害教育部門や学部を越えた交流活動を実施し、児童・生徒の社会性を育む。
- ウ 複数の障害教育部門の専門性を生かし、教材開発や授業研究等を通じて、児童・生徒への的確な指導・支援に関するノウハウを蓄積していく。

(3) 将来を見据えたキャリア形成に必要な指導・支援の充実

- ア 地域の大学、企業や福祉施設等と連携し、障害特性に応じたキャリア教育を推進する。
- イ 知的障害教育部門は、12年間のキャリア教育を推進する。
- ウ 肢体不自由教育部門は、小学部・中学部段階と連続性のあるキャリア教育を推進する。

(4) 地域との連携

- ア 副籍制度を活用した交流や、小学校・中学校・高等学校等との学校間交流や共同学習等を積極的に推進する。
- イ 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・他の特別支援学校等への教員に対する支援等を通じて、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮する。
- ウ 地域の関係機関等と連携し、防災教育を推進する。

(5) 教育目標実現の基盤となる校内体制及び施設・設備の整備

- ア 児童・生徒を権利の主体として尊重するとともに、児童・生徒の実態把握に努め、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく。
- イ 入学前に在学・在園している教育機関との連携を通じて、入学予定の児童・生徒の状況を把握し、入学後の的確な指導・支援につなげていく。
- ウ 外部専門家や学校介護職員等と連携して、児童・生徒の安全・安心を確保する。
- エ 児童・生徒の教育活動に対応するため、施設・設備を整備する。
- オ 感染症や災害発生等に備えた指導を行うとともに、感染症等の発生時においても教育活動が継続できるよう努める。

第2章 肢体不自由教育部門の教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

戸山地区学園特別支援学校（仮称）肢体不自由教育部門の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）と都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、高等学校の教育課程に準ずる教育課程（以下「準ずる教育課程」という。）、知的障害を併せ有する生徒の教育課程（以下「知的代替の教育課程」という。）及び、自立活動の指導を主とする教育課程（以下「自立活動を主とする教育課程」という。）の三つの教育課程を編成・実施する。

障害の程度が重い生徒への教育効果を高めるため、教員の役割を明確化し、学校介護職員や非常勤看護師、外部の専門家と連携した指導体制を確立する。通学が困難な生徒のための在宅訪問教育を実施するとともに、肢体不自由教育部門の本校と訪問学級間の交流授業を積極的に展開し、同じ部門の生徒として連帯感をもつことで、互いに切磋琢磨し、自己の成長につなげる。

また、知的障害教育部門を併置する学校として、障害教育部門を超えた生徒間の交流を促進し、学校行事、部活動、生徒会などの学習活動の取組を充実させる。

なお、医療機関等と連携して生徒の健康・安全に十分に配慮した教育環境を整備し、指導と支援の充実を図る。

2 教育課程編成の基本方針

(1) 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領に準ずるものとする。また、特別支援学校高等部学習指導要領に示された各教科・科目は、全ての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとする。

高等学校同様、卒業までに取得すべき単位数は74単位以上とし、単位については、1単位を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算するとともに、週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。

その際、肢体不自由教育部門においては自立活動の時間があるために授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて各教科・科目等の単位数を適切に定める。

(2) 知的代替の教育課程

各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって替えることができることを踏まえ、「教科別の指導」を充実させるとともに、「各教科等を合わせた指導」と密接に関連付けながら、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの一環として、指導の形態を適切に選択し、教育課程を編成する。

その際、小学部及び中学部段階における教育の成果を継承するとともに、卒業後の社会参加への連続性と発展性を考慮し、社会生活や職業生活に必要な知識・技能・態度・習慣の習得及び拡充を図る

ことができるようにする。

具体的には、卒業後の自立と社会参加（職業生活）に向けて「作業学習」の充実を図る。

(3) 自立活動を主とする教育課程

自立活動の指導を主体とした教育課程を編成する。小・中学部で培った知識・技能・態度・習慣を基盤に、卒業後の生活をより豊かなものとしていくために心身の調和的発達の基盤を培うバランスのとれた指導を重視する。

また、主として「身体の動き」、「コミュニケーション」に関する指導を行う「特設の時間の指導」と、教育活動全般を通じて学級担任が行う自立活動の指導について、それぞれが担うべき指導内容や相互の関連性を明確にした教育課程を編成する。

3 各教科等の指導の重点

(1) 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、都教育委員会が作成した「都立高等学校学力スタンダード」（平成26年7月）等を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 教育課程の類型化を行うなど、大学進学や企業就労など、生徒一人一人の進路実現に向けた指導を重視する。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において生徒の言語に関する能力の向上を図る。
- ・ 他の特別支援学校高等部や都立高等学校等と相互に連携し、組織的・計画的に授業改善を推進するとともに、デジタルを活用した学習活動の充実や単位互換・単位認定に向けた環境の整備を図る。

(2) 教科別の指導（知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程においては、国語及び数学を中心に、社会生活や職業生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。
- ・ 自立活動を主とする教育課程においては、生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確にし、教科別に指導できる内容については当該教科別の指導の時間を設定する。

(3) 特別の教科 道徳（知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程）

- ・ 特別支援学校中学部及び中学校の学習を基盤として、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」及び「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」から、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営むために必要な内容を指導する。各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、道徳教育の全体計画を作成して教育活動全体を通じて適切に指導する。

(4) 総合的な探究の時間

- ・ いずれの教育課程においても、全ての学年で実施する。各教科や生活単元学習等で学んだ知識や技能を活用した探究的な活動の充実を図るため、自然体験やボランティア体験等の社会体験活動や近隣の高等学校等との交流及び共同学習を通して他者と協働して問題を解決できるような体験的な活動を重視する。
- ・ 学習活動については、例えば、国際理解、環境、福祉などの横断的・総合的な課題についての活

動を設定する。

(5) 特別活動

- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の高等学校との交流及び共同学習の充実を図る。
- ・ これまでの経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。

(6) 自立活動

- ・ 「特設の時間の指導」では、外部専門家（理学療法士や作業療法士等）や学校介護職員と緊密な連携を図り、「身体の動き」、「コミュニケーション」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、小・中学部で培った生活リズムや情緒の安定、コミュニケーション能力等を基盤に、生徒一人一人の障害の状態や進路希望等を踏まえて、心身の調和的発達を促す指導に重点を置く。
- ・ 自立活動について、各教科等においても、それぞれの教科等に関連する内容の範囲で、自立活動の目標やねらいを達成するような指導を設定する。

(7) 各教科等を合わせた指導（知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程）

- ・ 社会生活や職業生活を円滑に送るために必要な基本的生活習慣の確立に向けた指導の一層の充実を図る。また、自立と社会参加に向けて、自らの生活をよりよいものとしていくための意欲や主体性を育むために、「生活単元学習」及び「作業学習」の充実を図る。

4 在宅訪問教育

通学して教育を受けることが困難な生徒に対しては、教員を生徒の自宅等に派遣して教育（在宅訪問教育）を行う。

在宅訪問教育の指導に当たっては、生徒の障害の状態等に応じた教材・教具の工夫・開発を行い、定められた時間の中で効果的な指導を行うように配慮する。

特に、タブレット端末等のデジタル機器を効果的に活用した指導を行うとともに、本校とオンラインを通じて、生徒同士の交流や授業等を展開することで、互いに刺激し合い、生徒が学習に意欲的・主体的に取り組むことができるようにする。

また、生徒の健康状態等に応じてスクーリングによる教育を実施する。

5 教育課程編成・実施上の留意事項

- (1) 学習指導要領における自立活動の「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に基づき、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図を作成・活用するなどしながら、個別指導計画に基づく指導を行う。
- (2) 生徒の実態把握に当たっては、一人一人の長所や得意なこと、できることなどに重点を置いて丁寧に観察・把握することを基本姿勢とする。また、「個別指導計画」の作成・実施に当たっては、生徒一人一人の「できる（こと）」を生かした個別目標の設定や指導内容・方法の工夫を行う。
- (3) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動（部活動を含む）を充実させることにより、生徒のスポ

ーツ体験の拡充や競技力の向上を図る。

(4) 生徒の豊かな情操の育成や、芸術的能力の高い生徒の可能性の伸長等を図るために、芸術教育を推進する。

(5) 知的障害教育部門との合同授業等を実施し、教育部門間の交流を図る。

6 生活指導及び進路指導の重点

(1) 生活指導

- ・ 生徒の人権を尊重した教育を推進する。
- ・ 生徒の健全育成を図り、いじめのない学校づくりを推進する。
- ・ 教育活動全体を通して、生徒自身が身の回りにある危険を回避する意識を育て、学校事故の防止に向けた指導の充実を図る。
- ・ 将来の自立と社会参加に向けて、保護者の理解と協力の下、生徒一人一人の障害の状態等に応じて、一人通学に向けた指導を段階的・計画的に行う。

(2) 進路指導

- ・ 特別支援学校の中学部や中学校からの進学に当たっては、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用して、児童・生徒一人一人に必要な指導内容・方法等を確実に引き継ぐ。
- ・ 専門学校や大学等への進学希望者に対するガイダンス機能を充実させるとともに、必要に応じて補習や補充的指導を行う。
- ・ 大学等への進学希望に応えるため、必要に応じて都立高等学校との連携による単位互換や単位認定の実施を図る。
- ・ 望ましい勤労観や職業観を育成できるよう、キャリア教育の一環として、就労現場や近隣の上級学校等の見学・体験等を計画的・発展的に実施する。
- ・ 就労体験や産業現場等における実習を計画的に実施し、職業教育・キャリア教育の充実を図る。
- ・ 卒業に当たっては「個別移行支援計画」を作成し、進路先への確実な引継ぎと連携体制の構築を図る。

7 年間総授業時数（例）

(1) 高等部【準ずる教育課程】

各教科 ・科目	学年 類型 必履修・選択	標準 単位数	1 年			2 年			3 年		
			必履修	学校必履修	自由選択	必履修	学校必履修	自由選択	必履修	学校必履修	自由選択
			国語	現代の国語	2	2					
	言語文化	2	2								
	論理国語	4					□ 2			□ 2	
	文学国語	4					□ 2			□ 2	
	国語表現	4					□ 2			□ 2	
	古典探究	4					□ 2			□ 2	
地理歴史	地理総合	2	* 2			▲ 2					
	地理探究	3								▽ 3	
	歴史総合	2	* 2			▲ 2					
	日本史探究	3								▽ 3	
	世界史探究	3								▽ 3	
公民	公民	2				2					
	倫理	2								▽ 2	
	政治・経済	2								▽ 2	
数学	数学Ⅰ	3	3								
	数学Ⅱ	4						▲ 4			
	数学Ⅲ	3								▽ 3	
	数学A	2	2								
	数学B	2						▲ 2			
	数学C	2								▽ 2	
理科	科学と人間生活	2	2								
	物理基礎	2				▲ 2					
	物理	4								▽ 4	
	化学基礎	2				▲ 2					
	化学	4								▽ 4	
	生物基礎	2				▲ 2					
	生物	4								▽ 4	
	地学基礎	2				▲ 2					
	地学	4								▽ 4	
保健体育	体育	7~8	2			2			3		
	保健	2	1			1					
芸術	音楽Ⅰ	2	* 2					▲ 2		▲ 2	
	音楽Ⅱ	2								▽ 2	
	音楽Ⅲ	2									
	美術Ⅰ	2	* 2					▲ 2		▲ 2	
	美術Ⅱ	2								▽ 2	
	美術Ⅲ	2									
	工芸Ⅰ	2									
	工芸Ⅱ	2									
	工芸Ⅲ	2									
	書道Ⅰ	2									
	書道Ⅱ	2									
	書道Ⅲ	2									
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3								
	英語コミュニケーションⅡ	4					4				
	英語コミュニケーションⅢ	4							4		
	論理・表現Ⅰ	2		2							
	論理・表現Ⅱ	2						▲ 2			
	論理・表現Ⅲ	2								▽ 2	
家庭	家庭基礎	2	2								
	家庭総合	4						□ 2		□ 2	
情報	情報Ⅰ	2	2					▲ 2		▽ 2	
	情報Ⅱ	2						▲ 2		▽ 2	
理数	理数探究基礎	1									
	理数探究	2~5									
学校設定科目	国語演習									▽ 2	
	小論文									▽ 2	
	数学演習									▽ 2	
	外国語演習									▽ 2	
	PC演習									▽ 2	
	職業実習							▲ 2		▽ 2	
総合的な探究の時間		3~6		1			1			1	
ホームルーム活動				1			1			1	
自立活動				1			1			1	
生徒一人当たりの履修単位数計				30			30			30	

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

	各教科											特別の教科 道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	35	70	35	35	35	35	35	35	35	0		35	35	245	175	70	70	1050
2年	70	35	70	35	35	35	35	35	35	35	0		35	35	245	175	70	70	1050
3年	70	35	70	35	35	35	35	35	35	35	0		35	35	245	175	70	70	1050

【自立活動を主とする教育課程】

	各教科											特別の教科 道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	105		0		70	70	35						35	35	420	175	105		1050
2年	105		0		70	70	35						35	35	420	175	105		1050
3年	105		0		70	70	35						35	35	420	175	105		1050

※ 本教育課程は、令和4年3月現在の例示であり、今後の特別支援学校学習指導要領の改訂や東京都特別支援教育推進計画に基づく教育課程の研究・開発等により、内容等の見直しが必要な場合がある。

第3章 知的障害教育部門の教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

戸山地区学園特別支援学校（仮称）知的障害教育部門の教育課程は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」（以下「新学習指導要領」という。）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）及び東京都立特別支援学校教育課程編成基準・資料に基づき、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念を踏まえ、地域と密着した教育活動を重視し、地域から支えられ、貢献できる学校を目指し、地域資源を活用した社会に開かれた教育課程を編成することで、児童・生徒が将来、自立し社会参加するために必要な資質・能力を育成する。

2 教育課程編成の基本方針

(1) 小学部・中学部

ア 普通学級の教育課程

(ア) 知的障害の教育課程の充実

各教科等別の指導と各教科等を合わせた指導をバランスよく配当した教育課程を編成する。各教科等別の指導については、国語、算数(数学)を中心に基礎的な学力の定着を図る。また、各教科等を合わせた指導については、小学部では、日常生活の指導、生活単元学習、中学部においては、更に作業学習を設定し、小学部及び中学部の各段階に応じた指導目標や指導内容の設定を行うとともに、系統性のある指導の充実を図る。

(イ) 自閉症の教育課程の充実

都教育委員会が独自に開発した各教科等を合わせた指導である「社会性の学習」を設定し、自閉症の児童・生徒の社会性、認知やコミュニケーション等の障害特性に配慮した指導を自立活動と関連付けて行い、個別指導計画に基づく指導の充実を図る。

また、学習環境を構造化し、文字や写真カード等を用いた視覚支援等に努め、自閉症の児童・生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるように支援する。

イ 重度・重複学級の教育課程

個別指導計画に基づく指導を徹底するとともに、児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行う自立活動の時間の指導を設定し、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いて指導する。

また、日常生活の指導を充実させ、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

ウ 教科別の指導の充実

国語・算数(数学)等の各教科別の指導は個別の課題学習を充実させるとともに一斉指導の内容を工夫して行う。指導の際は児童・生徒の実態把握をした上で個々の実態に応じた内容を設定する。実態把握に当たっては、外部の専門家等と連携して、標準化された発達検査等の結果を踏まえた根拠に基づく専門的な指導の充実を図ることで、日常生活や社会生活に必要な基礎的な学力が身に付くように指導する。

エ 各教科等を合わせた指導の充実

各教科等を合わせた指導は、日常生活場面での具体的な活動を通して、将来の社会生活の自立に

向けた意欲や態度を育むことに重点を置き、指導する。その際、各教科等の目標及び内容との関連を明確にした指導計画を作成して指導に当たる。

小学部・中学部とも日常生活の指導及び生活単元学習を中心に、指導内容・方法及び教材・教具、補助具やジグ等を工夫し、児童・生徒ができる状況を整え、児童・生徒の学習活動の意欲や望ましい生活習慣の確立、コミュニケーション力や社会性が育つように指導する。

指導に当たっては、小学部から高等部までの12年間を見通した計画を立てることが重要であり、小学部では、学校や社会での自分の役割や自己の理解を促し、自分自身の成長した姿をイメージする力を育てるよう指導する。

中学部では、高等部とのつながりを意識して作業学習を設定し、職業教育の充実を図り、生徒一人一人のキャリア発達を促し、望ましい勤労観・職業観を育てるよう指導する。

オ 自立活動の指導の充実

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。また、外部の専門家等との連携により、自立活動の指導の充実を図るとともに、各教科等の指導においては自立活動の内容を関連付けて、教育活動全体で取り組む。

カ デジタル機器の活用による教育内容・方法の充実

日常的にデジタル機器に触れることができるような環境を整備し、児童・生徒が主体的にデジタル機器を操作することで、授業配信動画や学習コンテンツの視聴、オンライン学習などを正しく使うことができる力を育てる。

キ 副籍制度の推進

児童・生徒の地域との関わりを積極的に進めるため、副籍制度による小・中学校との直接交流を促進する。

ク 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小学校・中学校との学校間の交流及び共同学習の充実を図る。その際、関係する区市町村教育委員会との連携を図り、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

(2) 高等部普通科

ア 普通学級の教育課程

普通学級では、第1学年は学級を基本としながら、学年等の異なる規模の学習集団でもより良い人間関係を築いていける基礎的な力が培われるよう指導する。第2学年から、教育課程の類型化（主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した「基礎類型（仮称）」、障害の程度が軽い生徒を対象とした発展的な「職業類型（仮称）」）を行い、生徒一人一人の障害の状態や進路希望に応じた教育の充実を図る。

各教科の指導を通して基礎的な学力の定着、伸長を図るとともに、類型ごとの作業学習の目標及び内容の充実に努め、将来自立し社会参加を果たし、職業生活を送る上で必要な力が培われるよう指導する。

作業学習では、作業種目を類型に応じて設定し、産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題を設定する。また、近隣の都立学校や企業、事業所等地域の社会資源

を有効に活用し、望ましい勤労観や職業観の育成、自己の適性の理解など将来の自立と社会参加の基礎が培われるよう指導する。

イ 重度・重複学級の教育課程

重度・重複学級では、日常生活の指導や生活単元学習等の指導を通して、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、一人一人の可能性の最大限の伸長を図り、地域の福祉施設等での自立と社会参加に必要な力を育成できるよう指導する。また、高等部入学までの学習の積み重ねを生かし、生徒一人一人の課題に応じた指導に継続して取り組む。

ウ 教科別の指導の充実

特別支援学校小学部・中学部における学習の積み上げを基盤とするとともに、地域の中学校から進学してくる生徒の学習の習得状況を把握した上で教科学習のニーズに応えることができるよう、高等部3年間の指導内容の精選と年間指導計画の作成を行い、日常生活や社会生活に生かすことのできる知識・技能等の確実な定着を図られるよう指導する。

エ 各教科等を合わせた指導の充実

特別支援学校小学部・中学部における日常生活の指導や生活単元学習で培った「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」を高等部卒業後の「働く生活」に向けてより具体的・実地的な職業能力として高めることができるよう、作業学習を中心とした教育課程を編成し、実施する。そのため、職業類型（仮称）では、各教科等や作業学習に重点を置いた教育課程を編成する。また、基礎類型（仮称）では、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習を設定し、各教科等の指導との関連による指導の充実を図る。

なお、両類型における作業学習の実施に当たっては、地域の特色を生かした作業種目の選択や学習内容の工夫に努めるとともに、作業工程の分析や補助具及びジグ等の工夫や開発を行い、生徒一人一人が主体的、自主的に学習できる環境の整備を推進する。

また、作業工程の分析や作業内容の工夫、作業環境の整備等のために、外部の専門家等を活用し、作業学習の充実を図る。

オ 自立活動の指導の充実

生徒一人一人の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。

また、小学部・中学部の自閉症の教育課程における「社会性の学習」など、自閉症の児童・生徒に対する指導内容・方法等の成果を踏まえ、高等部においても自閉症の障害特性に応じた教育を推進する。

さらに、作業療法士や言語聴覚士、臨床発達心理士等の外部の専門家との連携により、自立活動の指導の充実を図り、各教科等と指導との関連を明確にするとともに、青年期特有の生活指導上の諸課題に対応する等、教育活動全体で取り組む。

カ デジタル機器の活用による教育内容・方法の充実

生徒一人1台の端末や高速通信及び学習支援クラウドサービスなどを最大限に活用し、適切な情報活用能力及び情報発信能力の伸長を図る。情報の時間を中心として、全ての教育活動を通して、生徒が主体的にデジタル機器を操作して学習する場面を設定するとともに、日常的に生徒がデジタル機器を操作して活動する環境を整備し、正しい活用の仕方を身に付けられるようにする。

キ 学校間交流の充実

生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の高等学校や大学等との学校間交流及び共同学習の充実を図る。その際、交流先の教員等にアドバイザーとして参加してもらうなど、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

ク 地域と共同・連携した教育活動の充実

地域に貢献する意欲や力を育むため、地域社会の役に立つ体験を中心とした教育活動の充実を図る。例えば、地域の商工会等と連携した作業製品販売や清掃活動、自治会と連携した買い物支援サービスを行うなどして、地域社会に貢献するとともに、障害のある児童・生徒に対する地域の理解を促し、地域との共同を図る。

3 各教科等の指導の重点

(1) 小学部

ア 各教科

- ・ 国語及び算数については、「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」、「数量の基礎」、「数と計算」、「図形」、「測定」及び「データの活用」の基礎的な力を個別の課題学習を中心として個に応じて指導する。特に、「聞くこと・話すこと」に関する指導では、言語活動に適した環境を整備し、児童の実態に合わせた手段を用いた活発な言語活動を促す取組を適切に取り入れ、自立活動の内容と関連付けた指導を工夫し実施する。
- ・ 生活では、基本的な生活習慣の確立に関することや遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象として、自立への基盤を体系的に学べるように、各教科等を合わせた指導の中で指導する。また、「社会の仕組みと公共施設」、「生命・自然」について計画的に指導を行う。
- ・ 音楽では、「表現」、「鑑賞」等の学習内容を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力を育成するために、楽しみながら主体的に活動できるように指導する。
- ・ 図画工作では、「表現」及び「鑑賞」等の学習内容を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成するため、児童の発達段階に応じた適切な材料や用具を選択し、造形活動に興味や関心がもてるように指導する。また、学校行事等と関連を図り、造形活動を通して児童が喜びや達成感を味わえるように工夫する。
- ・ 体育では、児童の健康状態を十分に考慮しつつ、「体づくり運動遊び」、「器械・器具を使っでの遊び・運動」、「走・跳の遊び・運動」、「ボール遊び」、「表現遊び」、「保健」等の学習内容を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、心身の健康の保持増進や体力の向上を図るとともに、生涯に渡って運動やスポーツを日常生活に積極的に取り入れる態度が育成できるように指導する。

イ 特別の教科 道徳

- ・ 児童の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定し、各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して教育活動全体で適切に指導する。

ウ 外国語活動

- ・ 小学部第3学年以上の児童を対象とし、各教科等を合わせた指導（生活単元学習）で取り扱う。知的障害の特性を踏まえ、児童が興味・関心のあるものや日常生活及び社会生活と関わりがあるものを重視し、個々の児童の発達の段階に考慮した内容を工夫し、国語科の各段階の目標や内容と関連付けながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成できるように指導する。

エ 特別活動

- ・ 小学部第4学年以上でクラブ活動を設定する。児童の障害の状態や特性等を考慮し、児童の興味や関心が可能な限り生かされた活動内容を設定する。
- ・ 宿泊を伴う学校行事を小学部第4学年から設定する。活動場所や内容は中学部での指導内容を視野に入れ段階的に設定し、保護者や地域の協力を得たり、社会教育施設等の公共機関を活用したりして、体験的な活動を効果的に展開するように計画する。

オ 自立活動

- ・ 自立活動の全体計画を作成し、外部専門家と連携し、児童一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、児童が主体的に取り組むことのできる内容を指導する。
- ・ 自立活動の指導は、各教科等と関連付けて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・ 日常生活の指導では、児童の日常生活が充実し、高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導する。また、望ましい生活習慣の形成を図るため、できつつあることや意欲的になれることを考慮して毎日反復し段階的に指導する。
- ・ 生活単元学習では、学習内容を実際の生活で取り上げられる目標や課題に沿って設定し、児童一人一人の実態に応じた段階的な目標設定や学習環境の整備等の工夫等を行い、児童の「一人でできる」や「進んでできる」を目指して指導する。
- ・ 社会性の学習では、個別的な学習や小集団での学習を通して、身近な友達や教員等とより良い人間関係を築いたり、適切なコミュニケーション方法を習得したりすることにより、円滑な日常生活や社会生活を送ることができるよう指導する。

(2) 中学部

ア 各教科

- ・ 国語では、小学部での学習内容を踏まえ、日常生活に必要な伝え合う力を高めるとともに活用する能力と態度を育成する。「聞くこと・話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の指導を相互に関連させて生徒一人一人の言語能力の発達や生活経験を考慮して、コミュニケーション能力を伸ばすように指導する。生徒の実態に応じて、個別的な指導や小集団での指導などの授業形態を工夫する。重度・重複学級では、数学との合科として指導する。
- ・ 数学では、「数と計算」、「図形」、「測定」、「変化と関係」及び「データの活用」の指導内容を通して、日常生活に必要な数量や図形等に関する初歩的な能力と態度を育成する。特に、実務における金銭や時計等に関する指導内容については、日常における様々な経験との関連を図り、実際に活用する場面を想定して指導する。
- ・ 社会及び理科の内容については、地域の郷土や地理、自然に関する内容を中心に各教科等を合わ

せた指導で取り扱う。

- ・ 音楽では、「表現」及び「鑑賞」等の内容を通して、小学部での学習を基礎に、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに興味や関心をもって関わる資質・能力を育成できるよう指導する。
- ・ 美術では、「表現」及び「鑑賞」等の学習内容を通して、小学部の図画工作の学習を踏まえ、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導内容を精選して主体的な造形活動が一層深められるように指導する。また、学校行事等と関連を図り、生徒の作品を掲示するなどして生徒が喜びや達成感を味わえるように工夫して指導する。
- ・ 保健体育では、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上運動」、「保健」等の学習内容を通して、小学部での学習を基礎にいろいろな運動領域を適切に組み合わせて、身体的な発達を促すように指導する。また、運動の楽しさや喜びを味わい、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動やスポーツを日常生活に積極的に取り入れる態度が育成できるように指導する。
- ・ 職業・家庭では、家庭分野において現在及び将来の生活の中で必要な食生活の知識や技能を身に付けるとともに、身近な素材で生活に必要な物を作る体験的な学習を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する力を育成するよう指導する。また、職業分野においてキャリア教育の全体計画に基づき、卒業生の働く姿を見学したり、実際に仕事の体験をしたりする機会を設定し、自分の将来について考えられるように指導する。
- ・ 外国語は、個々の生徒の発達の段階に考慮した内容を工夫し、国語科の各段階の目標や内容と関連付けながら、各教科等を合わせた指導で取り扱う。

イ 特別の教科 道徳

- ・ 生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定し、各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して教育活動全体で適切に指導する。

ウ 総合的な学習の時間

- ・ 探究的な活動の充実を図るため、自然活動、社会貢献活動及び地域の中学校等との交流及び共同学習を通じて他者と協働して問題を解決できるよう体験的な活動を重視し、指導する。

エ 特別活動

- ・ 学級活動は、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・ 宿泊を伴う学校行事は、各学年で実施する。活動場所や内容は、小学部での経験を踏まえ高等部での指導内容を視野に入れ段階的に設定する。また、集団生活の在り方や公衆道徳について、生徒が望ましい体験を積むことができるように計画的に実施する。

オ 自立活動

- ・ 自立活動の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を身に付けられるように指導する。
- ・ 自立活動の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・ 日常生活の指導では、小学部での指導内容を基礎に、生徒の日常生活がより充実高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導する。毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図り、より発展的な指導内容を計画する。
- ・ 生活単元学習では、小学部での学習を基礎に、学習内容を実際の生活で取り上げられる目標や課題に沿って設定し、生徒一人一人の実態に応じた段階的な目標設定や学習環境の整備等の工夫等を行い、生徒の「一人でできる」や「進んでできる」を目指して指導する。
また、生徒が様々な学習内容を通して、多種多様な経験ができるように計画するとともに、将来の生活を見据えた単元を計画し、高等部の学習につなげていく。
- ・ 作業学習では、高等部での指導内容を考慮し、作業活動の基礎的な事柄を学習する中で、働く喜びや達成感を体験できるように指導する。高等部の作業学習や地域の事業者等と連携をし、体験的な活動を段階的に取り入れていくなど工夫する。
- ・ 社会性の学習では、小学部での学習内容を基礎にして、身近な友達や教員等とより良い人間関係を築くとともに、社会生活に必要なマナー等のスキルを身に付けられるように指導する。

(3) 高等部普通科

ア 各教科

- ・ 国語では、「聞く・話す」、「読む」及び「書く」の内容について、特別支援学校中学部や中学校での学習を基礎として、社会生活を営む上でのコミュニケーション能力の育成に重点を置き、反復して指導する。重度・重複学級では、数学との合科として指導する。
- ・ 社会では、「社会参加ときまり」、「公共施設の役割と制度」、「我が国の国土の自然環境と国民生活」などの内容から生徒の実態に応じて精選して指導する。基礎類型（仮称）及び重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・ 数学では、「数と計算」、「図形」、「変化と関係」及び「データの活用」の内容について、特別支援学校中学部や中学校での学習を基礎として、生活において活用することを前提に指導内容を精選して高等部3年間で系統的、発展的な指導ができるよう計画する。特に、「実務」における金銭や時計等の内容については、情報機器や表、グラフ等を用いて実践的に指導する。
- ・ 理科では、「生命」「地球・自然」及び「物質・エネルギー」の中から、生徒の実態に応じて精選して指導する。基礎類型（仮称）及び重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・ 音楽では、「表現」及び「鑑賞」の学習内容を通じて、特別支援学校中学部や中学校での学習を基礎に音楽に関する意欲を深め、生活を明るく楽しいものにするよう指導する。鑑賞では、多様な音楽に触れられるようにし、日本の伝統・文化に関連して、邦楽の楽器等に親しむ内容も指導する。
- ・ 美術では、「表現」及び「鑑賞」の内容について、特別支援学校中学部及び中学校での学習を踏まえ、指導内容を精選し、主体的な造形活動が一層深められ、生涯にわたって自らが楽しめるように指導する。また、日本の伝統・文化に関連して、伝統工芸品に触れる内容も指導する。
- ・ 保健体育では、「体づくり運動」、「器械運動」などのいろいろな運動及び「保健」の内容について、特別支援学校中学部及び中学校での学習を基礎に、生徒の運動能力の差を考慮して、各種の運動やスポーツを指導する。また、体験した運動やスポーツに関する活動に卒業後も参加したり観戦したりすることで、余暇の活用へと広がることに配慮する。

- ・ 職業では、「勤労の意義」、「職業」、「情報機器の活用」及び「産業現場等における実習」の内容から作業学習で取り扱う内容と関連させて基礎的な内容を中心に指導する。高等部3年間の指導内容表を作成し、他の教科や領域、産業現場等における実習と関連付けて計画的に実施する。
- ・ 家庭では、「家族・家庭生活」、「衣食住の生活」及び「消費生活・環境」の内容から、高等部卒業後の自立と社会参加を踏まえ、日常生活の中で生かせることに重点を置き、内容を精選して指導する。
- ・ 外国語では、「英語の特徴等に関する事項」「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝えあったりすることに関する事項」及び「言語活動及び言語の働きに関する事項」の内容から外国語(英語)を使おうとする意欲や日常生活の中で生かすことができる内容を精選して指導する。第1学年及び重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・ 情報では、「情報社会の問題解決」、「コミュニケーションと情報デザイン」及び「情報通信ネットワークとデータの活用」の内容から、機器の操作に関する内容だけでなく、情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解できるように指導する。第1学年及び重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導で取り扱う。また、「職業」でも内容の一部を取り扱う。

イ 特別の教科 道徳

- ・ 特別支援学校中学部及び中学校の学習を基盤として、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」及び「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」から、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営むために必要な内容を指導する。各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して教育活動全体で適切に指導する。

ウ 総合的な探究の時間

- ・ 各教科や生活単元学習等で学んだ知識や技能を活用した探究的な活動の充実を図るため、自然体験やボランティア体験等の社会体験活動や近隣の中学校等との交流及び共同学習を通して他者と協働して問題を解決できるような体験的な活動を重視する。
- ・ 学習活動については、例えば、国際理解、環境、福祉などの横断的・総合的な課題についての活動を設定する。

エ 特別活動

- ・ ホームルーム活動では、生徒の基礎的な集団において、個性の伸長を図るとともに、主体的に取り組む態度を育成するよう指導する。
- ・ 生徒会活動を通して、高等部の生徒が望ましい人間関係を形成し、集団の一員として協力して活動に参加できる力を育成するよう指導する。
- ・ 宿泊を伴う学校行事については、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、集団生活の在り方や公衆道徳について望ましい体験を積ませるため、例えば、第1学年に移動教室、第2学年に修学旅行を行うなど、計画的に実施する。

オ 自立活動

- ・ 自立活動の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、高等部卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手

段を活用できるように指導する。その際、外部専門家を活用する。

- ・ 自立活動の指導は、各教科等と関連させて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・ 日常生活の指導では、特別支援学校中学部及び中学校での学習を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導する。卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、挨拶、返事、報告や言葉遣いなどにより重点を置き、反復して指導する。
- ・ 生活単元学習では、地域の資源を活用するなど、特色ある単元づくりに努め、将来の自立と社会参加を視野に入れた多様な経験ができるように計画する。
- ・ 作業学習では、第1学年では、様々な作業の基礎・基本を身に付けるため、複数の作業種目を設定し、その中から数種類を一定期間、体験できるようにする。第2学年からは、普通学級では教育課程の類型化を生かした作業種目を設定し、年間を通じて同じ作業班で学習することで、作業の習熟を図り達成感を体験できるように工夫する。また、産業現場等における実習での課題を作業学習の中で取り組めるように作業学習での指導内容を見直すとともに、地域と連携した作業学習を実施する機会を計画的に設定し、実際的な場面での作業が取り組めるように工夫する。

4 教育課程編成・実施上の留意事項

- ・ 教育活動全体を通じて、生徒の人権を尊重した指導を行う。
- ・ 「個別指導計画」の作成・実施・評価による、個に応じた指導を徹底する。
- ・ 保護者との十分な連携の下、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、「個別指導計画」、「個別移行支援計画」の内容の充実を図り、個に応じた適切な指導と必要な支援を実現する。
- ・ 生徒の言語活動が適正に行われるよう、学校生活全体における言語環境を十分に整える。
- ・ 特別活動（ホームルーム活動）をはじめ、教育活動全般を通じて積極的な集団活動が行われるように配慮し、集団への帰属・参画意識を喚起するとともに、集団参加に必要な知識・技能、態度等の育成を図る。

5 生活指導及び進路指導の重点

(1) 生活指導

ア 健全育成の推進

- ・ 教育活動全般を通じて、生徒の豊かな心を育て、自己肯定感を高める指導の充実を図る。
- ・ 部活動や生徒会活動などを通じて、様々な人と関わりをもつことで理解推進を図り、生活指導面における規範意識を育成する。
- ・ 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用して、学校、保護者、地域・社会と関係機関との連携により、生徒の健全育成を推進し、問題行動等の未然防止、早期解決に努める。
- ・ 生徒一人一人の言動や行動の些細な変化を見逃すことなく、全教職員の共通理解の下、心理の専門家とも連携を図りながら、生徒一人一人の不安や悩みに寄り添った生活指導を行う。
- ・ 学校、家庭、関係機関の連携を強化し、問題行動等の未然防止・早期解決を図る。

- ・ 「いじめのない学校づくり」に向けて、自己や他者の生命や人権の尊重に関する指導を徹底する。
- ・ 警察等の関係機関と連携してセーフティ教室を実施し、生徒の非行防止及び犯罪被害防止等の学習を行う。
- ・ 総合的な探究の時間、特別活動及び関連する教科等で社会に貢献する活動を推進する。
- ・ 生徒の健全育成や余暇活動の充実等のために、部活動の振興を図る。

イ 生活指導の充実

- ・ 社会参加の可能性を広げるために、基本的な生活習慣や技能を育てる指導の充実を図る。
- ・ 通学路の安全マップの作成等を踏まえ、一人通学に向けた段階的な指導を家庭と協力して行い、原則的に一人通学を目指す。また、地域の警察等の関係機関と連携して、交通安全教室を実施する。

(2) 進路指導

ア きめ細かな進路指導の推進

生徒一人一人の希望や適性等を踏まえた進路指導の改善・充実を図り、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成する個別移行支援計画を活用し、支援会議等を通じて、生徒一人一人に応じた支援内容や方法を、より詳細かつ確実に進路先に引き継ぐ取組を推進する。

就労後の職場定着に向けた進路指導（追指導）を、定着の具合に応じて、概ね3年程度実施する。

イ 進路指導の充実

- ・ 望ましい勤労観・職業観を育てる指導の充実を図る。
- ・ キャリア教育の一環として、特別支援学校小・中学部や小・中学校で培った基本的なマナーやルール等の指導を踏まえ、高等部では、高等部卒業後の地域での自立と社会参加を目標に、個に応じたより具体的な指導を行う。
- ・ 「進路相談」、「産業現場等における実習」、「作業学習」を進路指導の柱として、進路指導担当教員と担任が保護者と連携し、生徒及び保護者の希望に基づく進路指導を行う。
- ・ インターンシップ（短期就業体験）を、例えば第1学年に1回、第2学年に1回程度実施するなどし、産業現場等における実習（現場実習）は、第2学年及び第3学年で実施する。本人と保護者の希望を踏まえ高等部3年間における短期就業体験と現場実習を段階的、計画的に実施する。

6 高等部の作業学習の展開

障害の状態が様々である児童・生徒が、卒業後地域において個に応じた自立と社会参加、社会貢献ができるように、これまでの学習の積み上げを基盤として、高等部の作業学習において、作業種目を類型に応じて設定する。

さらに、地域の福祉施設や産業現場等との連携を図り、実習等において生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組むとともに、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

(1) 普通科各学年の作業種目構成例

第1学年は、普通学級と重度・重複学級ごとに作業種目を設定する。第2・3学年は、類型ごとに作業種目を設定する。作業学習を計画するに当たっては、障害の程度が中・重度の生徒の障害特性を考慮し、作業環境を整えたり、工程分析を行ったりするなど、生徒が見通しをもって主体的に作業に

取り組むことができるような工夫を実施する。

第1学年での作業学習（例）

第1学年は、働く意欲や態度、集団の中での役割や基礎的な技能を身に付けることに重点を置く。また、普通学級においては、生徒の作業種目への適性を把握するとともに、生徒の作業学習への意欲を高めるために、全ての作業種目をローテーションで取り組む期間を設ける。

重度・重複学級の生徒は製造班及び農園芸班の作業を行う。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①清掃班…校内の清掃作業 | ④製造班…紙工・木工・陶芸の製造 |
| ②農園芸班…農園芸品の栽培・育成維持 | ⑤事務班…PC入力業務、印刷 |
| ③食品加工班…手作り食品の製造販売 | |

第2・3学年での作業学習（例）

普通学級では、「製造部」「サービス部」を置き、それぞれの部で作業班を編成する。作業学習を通して、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

職業類型（仮称）はサービス部を中心に、基礎類型（仮称）及び重度・重複学級は、製造部を中心に作業学習を行う。

製
造
部

農園芸班

- ・農園芸品の栽培・育成維持

製造班（木工）（紙工）（陶芸）

- ・コースター、一筆箋、陶芸製品等の製造

食品加工班

- ・焼き菓子等の製造

サ
ー
ビ
ス
部

環境サービス班

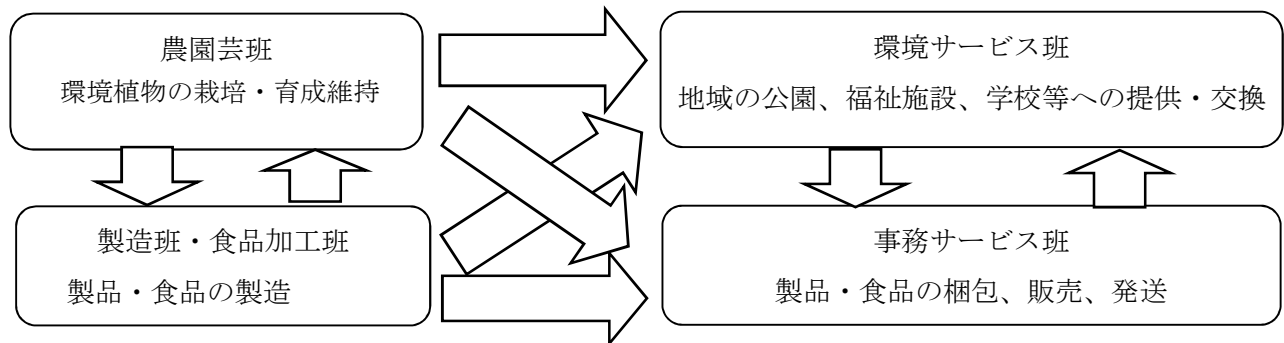
- ・近隣の公園や公共施設での清掃、地域の学校や公共施設への環境植物の提供と交換

事務サービス班

- ・PC入力業務、ファイリング、シュレッダー、地域の図書館の蔵書の仕分け、製造部の作成した製品・食品の梱包、販売、発送、行事等における来客対応

(2) 生産から販売への流れを総合的に体験する作業学習の展開例

製造部で作成した物品を、サービス部が活用し、販売等を行う。



(3) 地域の資源を活用した作業学習の例

作業班名	主な内容
農園芸班	地域企業の助言・協力を得た製品開発（水耕栽培など）
製造班	地域の花屋からメッセージカードの受注
食品加工班	地域の作業所等での焼き菓子等の販売
環境サービス班	地域の福祉施設や学校・大学等における清掃作業の実施 地域の公園、福祉施設や商業施設における環境植物の提供・交換
事務サービス班	地域の福祉施設や学校・大学等からの仕事の受注（印刷物・ちらし、名刺など） 地域の福祉施設や学校・大学等におけるPC入力業務、ファイリング、シュレッダー等の事務作業の実施 地域の図書館等における蔵書の仕分け 地域の福祉施設や学校・大学等における製造部の作成した製品・食品等の販売 普通科の作業製品・食品等を学校内のスペースなどを使用して展示や販売

7 年間総授業時数（例）

小学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

	各教科						道徳科	外国語活動（外国語）	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年		136	68	68	102					374	68	34		850	
2年		140	70	70	105					385	70	70		910	
3年		175	70	70	105					385		140		945	
4年		140	105	70	70	105				385		140		1015	
5年		140	105	70	70	105				385		140		1015	
6年		140	105	70	70	105				385		140		1015	

【普通学級（自閉症の教育課程）】

	各教科						道徳科	外国語活動（外国語）	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年		136	68	68	102					374	68	34		850	
2年		140	70	70	105					385	70	70		910	
3年		175	70	70	105					385		140		945	
4年		140	105	70	70	105				385		140		1015	
5年		140	105	70	70	105				385		140		1015	
6年		140	105	70	70	105				385		140		1015	

【重度・重複学級】

	各教科						道徳科	外国語活動（外国語）	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年		102	68	68	68				102	374	34	34		850	
2年		105	70	70	70				105	385	35	70		910	
3年		140	70	70	70				105	385		105		945	
4年		175	70	70	105				105	385		105		1015	
5年		175	70	70	105				105	385		105		1015	
6年		175	70	70	105				105	385		105		1015	

中学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	105		105		70	70	140	70			35			210	105	105		1015
2年	105		105		70	70	140	70			35			210	105	105		1015
3年	105		105		70	70	140	70			35			210	105	105		1015

【普通学級（自閉症の教育課程）】

	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	
1年	105		105		70	70	140	70			35			210	35	105	70	1015
2年	105		105		70	70	140	70			35			210	35	105	70	1015
3年	105		105		70	70	140	70			35			210	35	105	70	1015

【重度・重複学級】

	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	210		国語と合科		70	70	105	35			35		105	210	70	105		1015
2年	210		国語と合科		70	70	105	35			35		105	210	70	105		1015
3年	210		国語と合科		70	70	105	35			35		105	210	70	105		1015

高等部

【普通学級：第1学年】

	各教科											道徳科	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70		70		70	70	70	70	70				35	35		175	105	210	1050

【普通学級：職業類型（仮称）】

	各教科											道徳科	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
2年	70	35	70	35	35	35	70	105	70	35	35		35	35			35	350	1050
3年	70	35	70	35	35	35	70	140	70	17	18		35	35			35	350	1050

基礎類型（仮称）との週当たりの時数差

【普通学級：基礎類型（仮称）】

	各教科											道徳科	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
2年	70		70		70	70	70	70	70	17	18		35	35		140	70	245	1050
3年	70		70		70	70	70	70	70	17	18		35	35		140	70	245	1050

【重度・重複学級】

	各教科											道徳科	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	140		国語と合科		70	70	70	35	70				35	35	70	175	70	210	1050
2年	140		国語と合科		70	70	70	35	70				35	35	70	175	70	210	1050
3年	140		国語と合科		70	70	70	35	70				35	35	70	175	70	210	1050

※ 本教育課程は、令和4年3月現在の例示であり、今後の特別支援学校学習指導要領の改訂や東京都特別支援教育推進計画に基づく教育課程の研究・開発等により、内容等の見直しが必要な場合がある。

第4章 地域に根ざした特別支援教育の充実

地域における特別支援教育の充実に寄与し、地域から支えられる学校を実現するとともに、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校として、特別支援教育のセンター的機能を十分に発揮していくためには、地域と共存するための取組を推進することが不可欠である。

このため、学校経営の一環として、以下の様な取組を着実に推進し、地域に根ざした学校づくりを進めていく。

- (1) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校の教員等や地域の人々を対象に、特別支援教育に関する研修会や公開講座を開催するなど、特別支援教育や障害のある児童・生徒への理解促進に努める。
- (2) 地域の教育委員会や幼稚園、保育所等と緊密な連携を図り、就学前段階から保護者に対する的確な情報提供を行い、児童にとって最適な学びの場への就学を推進する。
- (3) 発達障害を含む障害のある児童・生徒への支援の充実に図るため、地域の教育委員会等の要請に基づき、特別支援教育コーディネーターや専門性の高い教員を小・中学校等へ派遣し、指導方法や教材・教具に関して助言等を行う。また、高等学校等に対しても特別支援教育の充実に図るためにセンター的機能を発揮し、支援を行う。さらに、各特別支援学校がセンター的機能を十分に発揮することができるよう、助言等を行う。
- (4) 学校生活支援シート（個別的教育支援計画）や個別指導計画を活用した「支援会議」を実施するなどして、居住地域における関係機関等との連携を図り、地域の企業等との協働や活動の場の拡充など、児童・生徒の地域社会での生活を見据えた支援を行う。
- (5) 学校における教育活動に支障のない範囲で、体育施設をはじめとする学校施設を開放するなど、地域住民のスポーツ活動・文化活動、生涯学習の振興に寄与するとともに、児童・生徒と地域住民との交流の場を創出する。
- (6) 児童・生徒の経験を広め、地域とのつながりや人間関係を育むため、近隣の小・中学校、高等学校等との学校間交流の充実に図るとともに地域における活動を積極的に推進する。
- (7) 地域防災への貢献として、平時から学校所在地域との協議を行うなどして、地域の障害者の避難場所として必要な準備を進めるなど、防災拠点としての役割を積極的に果たしていく。また、災害時帰宅支援ステーションとして、都民に対し、情報・水・トイレ・宿泊場所の提供等の支援を行う。
- (8) 卒業後の生徒が進学する教育機関・就労先等との連携や相談機能の充実に図り、卒業後においても必要に応じた支援を行う。

第5章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

第1章から第4章までに掲げる肢体不自由教育及び知的障害教育を実現するため、戸山地区学園特別支援学校（仮称）の施設・設備については、施設整備の条件等を踏まえ、安全かつ快適な教育環境を確保するとともに、児童・生徒の発達段階、障害特性等に応じた教育内容・方法に配慮した整備を行う。

2 現在の施設の概要

(1) 学校への交通

JR 山手線・西武鉄道西武新宿線	高田馬場駅下車	徒歩	約10分
東京メトロ副都心線	西早稲田駅下車	徒歩	約1分

(2) 敷地面積

約13,000 m²

3 基本方針

教育課程、施設整備等の条件を踏まえ、肢体不自由教育部門及び知的障害教育部門に必要な施設・設備を整備する。

4 施設の基本計画

施設の整備について、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準等）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	4	
	更衣室（教職員）	6	男3、女3
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	2	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	2	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	個別観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	給食室	1	
	倉庫	1	
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
	備蓄倉庫	1	
体育部門	体育館	1	ステージ、付属室含む
	プール	1	機械室、付属室含む
	第二体育館	1	
普通教室	普通教室	59	
特別教室	音楽室	2	
	図工室	1	

特別教室	美術室	1	
	家庭科室（被服）	2	
	家庭科室（調理）	2	
	理科室	2	
	調理室	2	
	理科室	2	
	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	3	
	実習室	5	
特別活動	児童・生徒会室	3	
	更衣室	8	
自立活動部門	多目的室	4	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
	自立検査室	1	
計		147	

参 考 资 料

戸山地区学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1 戸山地区学園特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に戸山地区学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、戸山地区学園特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）により構成する。

2 委員は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

3 オブザーバーは、区市町村教育委員会関係者等をもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から令和4年3月31日までとする。

（意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

2 委員は、必要に応じて、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

戸山地区学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	堀江 美月絵	都立中野特別支援学校関係者	PTA 会長
	井田 智子	都立永福学園関係者	PTA 会長
学校関係者	和田 慎也	都立中野特別支援学校長	
	伏見 明	都立永福学園校長	
教 育 庁	滝沢 毅	特別支援教育推進担当部長	(委員長)
	奥富 洋一	都立学校教育部特別支援教育課長	
	小林 真琴	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	井原 優	都立学校教育部主任指導主事(特別支援教育推進担当)	
	濱辺 清	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	
	布施 竜一	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	石毛 朋充	都立学校教育部施設調整担当課長	
	島添 聡	指導部特別支援教育指導課長	
	中村 大介	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)	
	濱渦 孝治	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	峠下 英男	総務部企画担当課長	
	秋田 一樹	人事部人事計画課長	

(オブザーバー)

新宿区	門脇 伸也	新宿区立新宿養護学校長	
-----	-------	-------------	--

(事務局)

教育庁	小林 真琴	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	川邊 光洋	都立学校教育部特別支援教育課特別支援教育企画担当	
	山本 修司	都立学校教育部特別支援教育課指導主事	